




第75回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時

場所 大阪市西区北堀江四丁目1番7号
当社本社 5階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

 郵送による議決権行使期限
2022年6月27日（月曜日）
午後5時15分まで

目次

招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	3
連結計算書類	24
計算書類	28
監査報告書	33
株主総会参考書類	39
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役1名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。(なお、お土産はご用意しておりません。)

英和株式会社

証券コード 9857

(証券コード：9857)
2022年6月8日

株 主 各 位

大阪市西区北堀江四丁目1番7号

英和株式会社

代表取締役社長 阿部 健治

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西区北堀江四丁目1番7号
当社本社 5階 大会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第75期〔2021年4月1日から2022年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第75期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、連結計算書類及び計算書類、株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.eiwa-net.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」は、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.eiwa-net.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主様におかれましては、ご来場される場合、アルコール消毒液の利用とマスクの持参・着用について、ご協力をお願い申し上げます。なお、マスクを着用しない株主様は入場をお断りする場合がございます。
- ・入場に際しまして、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方などは、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

〈株主総会当日の当社の対応について〉

- ・当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・受付及び出入口等には、アルコール消毒液を設置いたします。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の進展等により活動制限が緩和され、経済・社会活動は正常化への動きが見られました。しかしながら、新たな変異株の出現による感染の再拡大に加え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を背景に、原油をはじめとする国際商品市場の急騰や金融資本市場の混乱が見られる等、予断を許さない状況が継続しました。

当社グループの主要販売業界であります石油化学、鉄鋼業界等におきましては、世界的な半導体需要の拡大や経済活動の再開に伴い、高機能材や鋼材需要が拡大し高稼働率を維持する一方で、半導体デバイス品をはじめとする部品材料等の供給不足や原材料価格の高騰により、生産活動に影響が生じ、調達部品の長納期化を見越した前倒し発注や在庫を積み増す動きも見られました。設備投資では、コロナ禍における新たな働き方や労働環境の改善、生産の高度化や自動化、設備異常の予兆監視を目的としたデジタルトランスフォーメーション(DX)投資への推進、CO₂をはじめとする温室効果ガス排出量削減に向けた新たな環境技術や新エネルギーに関する研究開発投資、老朽化した生産設備の安心・安全の向上につながる投資、増加する自然災害に備えた防災・減災、国土強靱化を目的とした投資に向け検討が進められました。

このような状況下、当社グループにおきましては、2020年4月よりスタートした中期3ヵ年経営計画の2年目となる2021年度においても、経営基本方針に「現場力と組織力の相互強化による更なる飛躍への挑戦」を掲げ、小規模な拠点分割に括る「ブロック制」を敷き、地域特性や市場特性により即した戦略立案とその迅速な実行を目指しながら、既存顧客の深耕営業による競争力強化と、成長性の高い分野への新規顧客開発を加速させ、コロナ禍における新たな営業手法とビジネスモデルの創造に、全国展開した営業拠点網を最大活用し、積極的に取組んでまいりました。

その結果、設備稼働率の上昇や機器の更新需要を取込み、建設機械業界、機械業界、電気機器・精密機器業界、船用関連業界、電力業界向けの販売は堅調に推移しましたが、前連結会計年度に補正予算が執行された社会インフラ市場向け特殊車両の販売は大幅に減少しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、営業活動において大都市圏を中心に対面営業が制限された他、商品の長納期化の影響で、当社取扱品においても大幅な納期遅延が発生したこと、比較的規模の大きな設備投資の縮小や投資そのものを先送りする企業が増加したこと等により、当連結会計年度の売上高は373億78百万円（前連結会計年度比4.5%減）となりました。利益については、売上総利益61億14百万円（同3.9%減）、営業利益15億61百万円（同10.4%減）、経常利益16億8百万円（同10.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益10億67百万円（同8.4%減）で減収減益となりました。

当連結会計年度の品目別売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (百万円)	対前連結会計年度 増減率 (%)	構成比 (%)
工業用計測制御機器	17,604	5.1	47.1
環境計測・分析機器	3,455	△2.3	9.2
測定・検査機器	1,601	△6.5	4.3
産 業 機 械	14,716	△14.2	39.4
合 計	37,378	△4.5	100.0

(工業用計測制御機器)

半導体需要の拡大に伴い、高操業が続く電気機器・精密機器業界向けや機械業界向けに各種センサーや情報通信機器の販売が堅調に推移しました。また生産設備の安定稼働、生産性向上、品質向上を目的に老朽化した生産設備に付帯する機器の更新需要が増加し、非鉄金属業界向けを中心に販売が増加しました。

(環境計測・分析機器)

鉄鋼業界や石油化学業界向けでコンビナート地区における定期修理を契機とする水質計・大気分析計・ガス分析計の更新需要を獲得したものの、前連結会計年度販売が好調であった社会インフラ市場向けの販売が一巡し、全体では販売が減少しました。

(測定・検査機器)

石油化学業界向けに保全業務の効率化につながるデジタル端末の販売がありましたが、半導体デバイス品をはじめとする部品材料等の供給不足やコロナ禍におけるサプライチェーン混乱の影響を受けて、主に自動車関連業界において生産設備の操業停止が断続的に発生したことにより、設備投資の先送りや縮小が見られ、全体では販売が減少しました。

(産業機械)

建設機械業界や船用関連業界向けに油圧機器やバルブの販売が堅調に推移しましたが、前連結会計年度に補正予算が執行された官公庁向けをはじめとする社会インフラ市場において、防災・復旧、国土強靱化に関連する特殊車両や老朽化したインフラ設備の更新投資が一巡し、全体では大幅に減少しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中の新設、拡充

- ・当社：鹿島営業所の建替えにより87,953千円の投資を行いました。
- ・子会社：東武機器株式会社において、本社屋建替工事の中間金等により147,648千円の投資を行いました。

②重要な固定資産の売却、撤去、減失

- ・当社：鹿島営業所の建替えにより、旧社屋の撤去に伴う固定資産除却損を5,591千円計上しました。
- ・子会社：該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

①中期3ヵ年経営戦略

2020年4月よりスタートした中期3ヵ年経営計画の最終年度となる2022年度においても、経営基本方針「現場力と組織力の相互強化による更なる飛躍への挑戦」のもと、産業構造の変化と顧客ニーズに対応した強固な経営基盤作りを推し進め、2023年3月期に連結売上高400億円、経常利益18億円、株主資本利益率（ROE）10%を目指します。

具体的には、営業組織にこれまでよりも小規模な拠点分割に括る「ブロック制」を採用し、地域特性や市場特性により即した戦略立案とその迅速な実行を目指しながら、重点市場戦略として掲げている既存顧客の深耕営業による競争力強化と、成長性の高い分野への新規顧客開発を更に加速させ、新たなビジネスモデルの創造に挑戦してまいります。主な戦略としては、少子高齢化による労働人口の減少や働き方改革といったお客様の経営課題を背景に、全国の営業拠点網や独立系商社としての強みを活かしたソリューション提案営業を推進し、生産性向上や業務効率化を目的とした各種センサーや省力化設備の拡販、サステナビリティの観点からも循環型社会の形成を推進する環境配慮型製品の拡販、生産現場や製品の安心・安全につながる測定・検査機器の拡販、機器導入後の保守・メンテナンス業務への取組み、自然災害に対する防災・減災対策や国土強靱化に関連する道路維持機械・特殊車両の拡販、電力・公共環境分野等の社会インフラに関する設備の老朽化対策や長寿命化につながる投資の取込み、新エネルギーや高機能性材料の普及に向けた先端技術開発分野への取組み、各企業の研究開発部門や品質保証部門への深耕等の諸施策を実行しながら、更なる業容の拡大を図ってまいります。

当社の経営基盤とは、優良な取引先、人材・組織、財務体質であり、これらの強化・安定成長が、収益の拡大、すなわち持続的な企業価値の向上につながります。厳しい企業間競争に打ち勝ち、事業環境の様々な変化に対応できる、販売力、提案力、情報収集能力、専門分野の知識等十分な力量を持った人材を育成するとともに、社員一人一人が当事者意識を強く持って行動する現場力の強化と、生産性追求による収益力の向上を図ってまいります。

当社グループは、上記の中長期的な経営戦略を踏まえ、子会社各社の事業基盤強化とグループ内シナジーの最大活用により、収益改善と事業拡大に努めてまいります。

②対処すべき課題

プラントや工場内で使用される工業用計測制御機器の国内市場では成熟化が進む中、収益力の強化に向け、企業基盤の強化や再編が行われており、顧客による購入ルートの見直しや同業他社との競争は更に厳しくなるものと考えております。また、少子高齢化といった社会構造の変化により労働力の減少、技術の継承も困難となることに加え、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や地政学的リスクの高まりに加え、半導体デバイス品をはじめとする部品材料等の供給不足、物流の混乱、原材料価格や資源価格の高騰により、当社グループの主要事業領域である国内市場におきましては、先行き不透明な状況が継続し、設備投資の先送りや規模の縮小が予想されます。一方、世界的な気候変動をはじめとする環境問題が深刻化し、今や企業にとって看過できない状況となっております。そのような状況下、ものづくりが今後も発展を続け、安定的に付加価値を生み続けるには、注目されているデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現をテーマに、IoT、AI等のデジタル技術を活用した生産設備の自動化、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた新技術開発のための研究開発投資、老朽化した設備の効率化投資、サステナビリティの追求による事業ポートフォリオの転換を行う企業は更に増加するものと予想されます。

当社グループでは、成熟した国内市場においても持続的安定成長を図るため、既存顧客の深耕開発という「守り」による競争力強化と成長性の高い分野への新規顧客開発という「攻め」を明確にしながら企業価値の最大化を推し進めております。高付加価値営業の強化による収益力の向上を最重要課題として、IoT等のビッグデータを活用したインフラ設備や生産現場における設備の稼働監視、また、ものづくりの現場におけるロボットやAIを活用した自動化・生産効率化・安全性向上を目的とした提案営業の推進、「環境・安心・安全・品質」をキーワードとした環境配慮型商品及び保安・メンテナンス機器の拡販、道路維持機械・特殊車両の拡販、新エネルギーの普及に向けた先端技術開発分野への取組み、顧客密着営業による現場ニーズに対応した新商材の発掘と幅広い商品提案によるクロス・セリングの推進を、全国展開した営業拠点網を活用し積極的に取組んでまいります。更に、中・長期的観点から企業価値拡大を図るため、扱い商材の拡充、国内販売体制の強化、成長分野への取組み強化を目的とした企業買収、戦略的提携等も視野に入れ事業を展開してまいります。

管理面におきましては、当社グループの持続的安定成長を目指して、上場企業に求められているコーポレートガバナンス・コードに沿った内部統制環境の改善・強化と、企業価値向上を実現するために最重要課題となる人材育成に引き続き取組んでまいります。特に、少子高齢化の進行を背景に、今後人材の確保・育成が経営課題となってまいります。働きがい、やりがいを高めるため、「働き方改革」を推進するとともに、全従業員の生産性向上、満足度向上を目指すため、業務改革を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 72 期 2019年 3 月期	第 73 期 2020年 3 月期	第 74 期 2021年 3 月期	第75期 (当連結会計年度) 2022年 3 月期
売 上 高 (百万円)	37,394	37,682	39,159	37,378
経 常 利 益 (百万円)	1,552	1,765	1,791	1,608
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	941	1,127	1,164	1,067
1 株当たり当期純利益 (円)	148.68	178.09	184.01	168.61
総 資 産 (百万円)	24,611	25,628	27,773	28,398
純 資 産 (百万円)	9,875	10,750	11,875	12,775
1 株当たり純資産額 (円)	1,560.29	1,698.62	1,876.43	2,018.70
株主資本利益率 (ROE) (%)	9.8	10.9	10.3	8.7

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
双葉テック株式会社	99,650千円	100.0%	計測・制御機器、油・空圧機器の製造
東武機器株式会社	45,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び電気・計装工事の設計並びに施工
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	300,000千円	100.0%	計測・制御機器等の販売及び輸出入

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、下記商品群を中心とする工業用機械設備等の国内販売（一部製造販売）及び輸出入の業務を行っております。

区 分	商 品 群
工業用計測制御機器	工業用センサー、制御機器、受信機器、情報通信・変換機器、その他の工業用計測制御機器
環境計測・分析機器	水質・ガス・大気分析機器、気象観測機器、振動・騒音・臭気測定機器
測定・検査機器	形状検査・試験機器、非破壊検査・試験機器、材料検査・試験機器、その他の測定・検査機器
産 業 機 械	油・空圧装置、ポンプ・バルブ機器、計量装置、道路維持機械、廃棄物処理・再資源化設備、エネルギー関連設備、大気汚染・水質汚濁防止装置、その他の産業機械

(8) 主要な営業所及び工場

(当社)

名称	所在地	店舗数	所在地	店舗数	所在地	店舗数
本社	大阪府大阪市		—	—	—	—
東京本社	東京都品川区		—	—	—	—
営業所	北海道	2	青森県	1	秋田県	1
	宮城県	1	栃木県	1	茨城県	3
	新潟県	2	群馬県	1	埼玉県	1
	千葉県	1	神奈川県	2	静岡県	1
	富山県	1	愛知県	1	三重県	1
	滋賀県	1	兵庫県	2	岡山県	1
	香川県	1	愛媛県	1	広島県	2
	山口県	1	福岡県	1	大分県	1
	熊本県	1				
出張所	和歌山県	1	長崎県	1		

(子会社)

双葉テック株式会社	大阪府堺市
東武機器株式会社本社	宮城県仙台市
英和双合儀器商貿 (上海) 有限公司	中華人民共和國 上海市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
357名	10名増

(注) 従業員数は、就業人員数（グループ外から当社グループへの出向者を除き、当社グループからグループ外への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（年間の平均人員）85名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社百十四銀行	200,000千円
株式会社七十七銀行	200,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,710,800株
- (2) 発行済株式の総数 6,470,000株
- (3) 株 主 数 3,987名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	473,400株	7.48%
阿 部 健 治	248,680株	3.93%
東 京 計 器 株 式 会 社	246,840株	3.90%
長 野 計 器 株 式 会 社	206,600株	3.26%
英 和 社 員 持 株 会	181,074株	2.86%
阿 部 和 男	179,800株	2.84%
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	171,600株	2.71%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	165,188株	2.61%
阿 部 英 男	159,166株	2.51%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	145,600株	2.30%

(注) 持株比率は、自己株式(141,191株)を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阿部健治	代表取締役社長	
阿部吉典	取締役副社長（営業本部長）	
佃雅夫	取締役常務執行役員（管理本部長）	
河野督	取締役執行役員（営業副本部長）	
玉置崇久	取締役執行役員（営業副本部長）	
加藤信義	取締役執行役員（営業副本部長）	
大熊裕明	取締役	
萩原典生	常勤監査役	
仲林信至	監査役	
角本武	監査役	角本武税理士事務所代表

(注) 1. 地位及び担当は、2022年3月31日現在で記載しております。

2. 社外監査役藤田傑氏は、2021年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
3. 大熊裕明氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。
4. 仲林信至氏及び角本武氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生ずるおそれのない独立役員であります。
5. 社外監査役角本武氏は税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

<ご参考> 当社の執行役員制度により、取締役を兼務しない執行役員（2名）は以下のとおりであります。

氏名	地位及び担当
辻 康 男	執行役員（東武機器株式会社出向 代表取締役社長）
兼 田 成 人	執行役員（総務部長 兼 情報システム部長）

- (注) 1. 地位及び担当は、2022年3月31日現在で記載しております。
2. 2022年4月1日付をもって、以下のとおり2名に変更しております。

氏名	地位及び担当
兼 田 成 人	執行役員（管理本部付部長 サステナビリティ担当）
安 田 敬 信	執行役員（経理部長 兼 総務部長）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役大熊裕明氏及び監査役萩原典生氏、仲林信至氏、角本武氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の会社法上の取締役、監査役及び執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

② 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③ 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、業績及び担当分野目標に連動する賞与と、業績及び株価に関する中期目標値に対する達成割合が一定基準を超えた場合にのみ加算する中期インセンティブで構成し、毎年、一定の時期に支給することとしております。目標とする業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役を委員長とする任意の報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、任意の報酬諮問委員会において検討を行っております。

取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された役位別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。

業績連動報酬のうち、賞与は役位別報酬額から役位別ウエイトに応じた基本報酬額を除いた額とし、上位の役位ほど目標達成に対する変動幅を大きくしております。中期インセンティブは、中期目標を達成した場合のみ、役位別報酬額に一定の割合を乗じた額を支給しております。

なお、業績連動報酬は、個人別の報酬全体の50%を超えない範囲で支給するものとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額については、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	194,866 (5,850)	143,016 (5,850)	51,850 (—)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	18,672 (7,152)	18,672 (7,152)	— (—)	4 (3)
計 (うち社外役員)	213,538 (13,002)	161,688 (13,002)	51,850 (—)	11 (4)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 業績連動報酬に係る指標は、連結売上高、連結経常利益、連結ROE、株価等であり、連結売上高、連結経常利益、連結ROEの実績は、「1 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。株価については、当社株価の東証株価指数 (TOPIX) に対する相対上昇率を加味して算定する仕組みとしております。当該指標を選択した理由は、企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的にも定着している適切な指標と考えているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第72回定時株主総会において、年額300,000千円以内 (うち社外取締役10,000千円以内) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名 (うち、社外取締役は1名) であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第59回定時株主総会において、年額24,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名 (うち、社外監査役は2名) であります。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
監査役	角本 武	角本武税理士事務所	代表	当社と角本武税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	大熊 裕明	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席し、主に経験豊富な経営者の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役	仲林 信至	当事業年度開催の取締役会20回（臨時のものを含む）全てに出席、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、主に会社代表者としての経験豊富な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	角本 武	2021年6月25日就任後に開催された取締役会16回（臨時のものを含む）と監査役会10回全てに出席し、主に税理士として税務もしくは財務的な見地から、必要に応じて公正な意見の表明を行いました。報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的立場から当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①公認会計士法第2条第1項の業務にかかる報酬等の額（注）

32,000千円
- ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務にかかる報酬等の額

一千円
- ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査計画に対する実績の分析及び監査内容に基づき審議を行った結果、当事業年度の監査計画の監査時間、配員計画による報酬額として妥当と判断し、同意しております。

3. 上記の他、当連結会計年度において、前連結会計年度に係る追加報酬として1,000千円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役及び使用人が法令及び定款の遵守を徹底する体制を構築するために、コンプライアンス管理規程を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。
 - ii 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当取締役を通じトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。
 - iii 担当取締役は、コンプライアンス管理規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス管理規程に基づく検証の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報制度の周知徹底を図っております。
 - iv 役員行動規範に、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを定め、当該勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとることとしております。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱については、当社社内規程「文書管理規程」及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行うこととしております。
 - ii 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。
 - iii 前2項に係る事務は、リスクマネジメント担当取締役が所管し、i項の検証・見直しの経過、ii項のデータベースの運用・管理について、定期的に取り締役に報告しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社は、代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置し、社長がその事務を管掌しております。
 - ii 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行うこととしております。
 - iii 監査部の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役を委員長とする社内規程「リスクマネジメント管理規程」に基づくリスクマネジメント委員会及び担当部署に通報される体制を構築しております。
 - iv 監査部の活動を円滑にするため、リスクマネジメント管理規程、コンプライアンス管理規程、関連する個別規程（与信管理規程、経理規程等）、各種要領、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また、監査部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査部に報告するよう指導しております。
 - v リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、使用人に対する研修等を企画実行しております。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期3ヵ年経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているかについては、経営戦略会議または専門部会の業績報告を通じて定期的に検査を行っております。
 - ii 業務執行のマネジメントについては、当社は任意の執行役員制度を採用しており、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守させ、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び全監査役に配布される体制をとるものとしております。
 - iii 日常の取締役の職務執行が適正・効率的に行われるように、その業務執行の決定・プロセスの効率性については取締役会で十分な検証を行った後、職務権限規程、業務分掌規程等により権限の委譲が行われている事項について執行を指示し、各レベルの責任者が意思決定ルールにより業務を遂行することとしております。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確保しております。
 - ii 当社は、リスクマネジメント管理規程に基づき、各子会社を当社の1部署と考え、四半期ごとに、直接リスクマネジメント委員会の担当者が子会社のリスク情報の有無を監査することで、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
 - iii リスクマネジメント委員会は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築しております。
 - iv 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスクマネジメント委員会は、親会社の監査部及び子会社の監査役またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行うこととしております。
 - v 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させることとしております。
 - vi 適用範囲に子会社を含めた行動規範及び子会社各社においてコンプライアンス管理規程を作成し、当社グループ全ての役職員に周知徹底することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。
 - vii 当社及び子会社各社においてコンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ役職員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談または通報を適正に処理することができる体制を構築しております。
 - viii 各子会社の規模や業態等に応じて、適正な数の監査役あるいはコンプライアンス推進担当者を配置するとともに、当社及び子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修または情報提供を行い、コンプライアンス意識の醸成を図っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人（以下「監査役スタッフ」といいます。）を配置するものとし、配置にあたっては具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。
 - ii 監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
 - iii 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要といたします。
 - iv 監査役は、必要に応じ、監査役スタッフへ調査及び情報収集に関する権限を付与することができることとしております。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしております。
 - ii 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりであります。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
 - iii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、ただちにコンプライアンス相談窓口を通じ、直接または間接的に当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
 - iv 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置し、オブザーバーとして各監査役が参加することとしております。
 - ii 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないこととなっております。
 - iii 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、監査役の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払うこととしております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を策定し、これに基づき業務を運用しております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部統制システム全般
- 当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査部がモニタリングし、改善を進めております。
- ② コンプライアンス
- 当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、勉強会やeラーニングによる教育を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。
- また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ③ リスク管理体制
- リスクマネジメント委員会において、各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査
- 監査部が作成した内部監査計画に基づき、上記①～③を中心に当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,720,932	流 動 負 債	14,776,435
現金及び預金	6,621,784	支払手形及び買掛金	6,802,177
受取手形、売掛金及び契約資産	13,960,375	電子記録債務	5,975,709
電子記録債権	2,524,464	短期借入金	200,000
商品及び製品	1,198,697	1年内返済予定の長期借入金	160,000
仕掛品	20,916	未払法人税等	222,018
原材料	31,817	未払消費税等	14,164
その他	364,498	賞与引当金	489,659
貸倒引当金	△1,623	役員賞与引当金	55,850
		リース債務	2,250
		その他	854,604
固 定 資 産	3,678,053	固 定 負 債	846,562
有 形 固 定 資 産	1,507,649	長期借入金	440,000
建物及び構築物	425,934	役員退職慰労引当金	26,910
土地	899,349	退職給付に係る負債	252,526
リース資産	9,205	リース債務	7,701
その他	173,160	その他	119,424
無 形 固 定 資 産	146,871	負 債 合 計	15,622,997
投資その他の資産	2,023,532	【 純 資 産 の 部 】	
投資有価証券	812,819	株 主 資 本	12,454,753
保険積立金	628,639	資 本 本 金	1,533,400
繰延税金資産	300,813	資 本 剰 余 金	1,567,550
その他	330,453	利 益 剰 余 金	9,404,930
貸倒引当金	△49,193	自 己 株 式	△51,127
		その他の包括利益累計額	321,234
		その他有価証券評価差額金	142,501
		為替換算調整勘定	27,213
		退職給付に係る調整累計額	151,520
資 産 合 計	28,398,985	純 資 産 合 計	12,775,988
		負債・純資産合計	28,398,985

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		37,378,121
売上原価		31,263,167
売上総利益		6,114,953
販売費及び一般管理費		4,552,995
営業利益		1,561,958
営業外収益		
受取利息及び配当金	15,133	
仕入割引	13,376	
その他	33,257	61,766
営業外費用		
支払利息	2,011	
その他	12,868	14,879
経常利益		1,608,844
税金等調整前当期純利益		1,608,844
法人税、住民税及び事業税		520,174
法人税等調整額		21,546
当期純利益		1,067,123
親会社株主に帰属する当期純利益		1,067,123

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,567,550	8,638,886	△51,127	11,688,709
会計方針の変更による累積的影響額			△22,612		△22,612
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,533,400	1,567,550	8,616,274	△51,127	11,666,097
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△278,467		△278,467
親会社株主に帰属する当期純利益			1,067,123		1,067,123
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	788,656	—	788,656
当 期 末 残 高	1,533,400	1,567,550	9,404,930	△51,127	12,454,753

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	143,368	3,917	39,546	186,833	11,875,542
会計方針の変更による累積的影響額					△22,612
会計方針の変更を反映した当期首残高	143,368	3,917	39,546	186,833	11,852,930
当期変動額					
剰余金の配当					△278,467
親会社株主に帰属する当期純利益					1,067,123
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△867	23,295	111,973	134,401	134,401
当期変動額合計	△867	23,295	111,973	134,401	923,057
当期末残高	142,501	27,213	151,520	321,234	12,775,988

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,929,646	流 動 負 債	13,958,267
現金及び預金	5,699,931	支払手形	1,565,079
受取手形	1,228,099	電子記録債務	6,022,230
電子記録債権	2,356,238	買掛金	4,714,538
売掛金	12,186,551	1年内返済予定の長期借入金	160,000
契約資産	25,257	未払金	95,487
商品	1,120,225	未払費用	84,255
前渡金	176,020	未払法人税等	171,466
前払費用	69,007	前受金	557,752
その他	69,932	預り金	38,345
貸倒引当金	△1,617	賞与引当金	447,000
		役員賞与引当金	51,850
		その他の	50,260
固定資産	4,229,832	固 定 負 債	1,017,600
有形固定資産	1,217,245	長期借入金	440,000
建物	398,427	退職給付引当金	458,176
構築物	10,338	長期未払金	117,744
機械及び装置	76	その他の	1,680
工具器具及び備品	18,381	負 債 合 計	14,975,867
土地	790,020		
無形固定資産	141,964		
ソフトウェア	128,637		
その他	13,326		
投資その他の資産	2,870,622		
投資有価証券	748,529	株 主 資 本	12,058,454
関係会社株式	695,172	資 本 金	1,533,400
関係会社出資金	153,363	資 本 剰 余 金	1,567,550
関係会社長期貸付金	70,000	資 本 準 備 金	1,565,390
破産更生債権等	2,093	その他資本剰余金	2,160
差入保証金	299,885	利 益 剰 余 金	9,008,631
保険積立金	591,030	利 益 準 備 金	114,525
繰延税金資産	359,066	その他利益剰余金	8,894,106
その他	675	買換資産圧縮積立金	28,168
貸倒引当金	△49,193	配当平均積立金	380,000
		別途積立金	5,530,000
		繰越利益剰余金	2,955,938
		自 己 株 式	△51,127
		評価・換算差額等	125,156
		その他有価証券評価差額金	125,156
資 産 合 計	27,159,478	純 資 産 合 計	12,183,610
		負債・純資産合計	27,159,478

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		34,904,035
売上原価		29,286,769
売上総利益		5,617,265
販売費及び一般管理費		4,216,286
営業利益		1,400,979
営業外収益		
受取利息及び配当金	40,836	
仕入割引	10,498	
その他	32,801	84,135
営業外費用		
支払利息	1,885	
その他	12,835	14,721
経常利益		1,470,393
特別損失		
関係会社株式評価損	211,276	211,276
税引前当期純利益		1,259,117
法人税、住民税及び事業税		447,861
法人税等調整額		27,625
当期純利益		783,630

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
買換資産圧縮積立金の取崩				
配当平均積立金の積立				
別途積立金の積立				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,533,400	1,565,390	2,160	1,567,550

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金		配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	114,525	29,496	350,000	5,230,000	2,800,266	8,524,287
会計方針の変更による累積的影響額					△20,817	△20,817
会計方針の変更を反映した当期首残高	114,525	29,496	350,000	5,230,000	2,779,448	8,503,469
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△278,467	△278,467
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,327			1,327	—
配当平均積立金の積立			30,000		△30,000	—
別途積立金の積立				300,000	△300,000	—
当 期 純 利 益					783,630	783,630
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	—	△1,327	30,000	300,000	176,490	505,162
当 期 末 残 高	114,525	28,168	380,000	5,530,000	2,955,938	9,008,631

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△51,127	11,574,110	121,634	121,634	11,695,744
会計方針の変更による累積的影響額		△20,817			△20,817
会計方針の変更を反映した当期首残高	△51,127	11,553,292	121,634	121,634	11,674,926
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△278,467			△278,467
買換資産圧縮積立金の取崩		—			—
配当平均積立金の積立		—			—
別途積立金の積立		—			—
当 期 純 利 益		783,630			783,630
自己株式の取得		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	3,521	3,521	3,521
当 期 変 動 額 合 計	—	505,162	3,521	3,521	508,684
当 期 末 残 高	△51,127	12,058,454	125,156	125,156	12,183,610

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

英 和 株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 淵 貴 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、英和株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、英和株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

英和株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千崎育利
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵貴史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、英和株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、経営戦略会議、リスクマネジメント/コンプライアンス委員会その他重要な会議にオンライン形式も交えて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

英和株式会社 監査役会

常勤監査役 萩原典生

社外監査役 仲林信至

社外監査役 角本武

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業展開を総合的に勘案したうえで、業績向上に伴う利益配当の増額や記念配当を実施し、株主の皆様への利益還元の上昇に努めることを基本方針としています。

上記基本方針に、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し、期末配当及びその他の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たりの配当金を、29円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、183,535,461円となります。

これにより、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき10円と合わせまして、1株当たりの年間配当金は39円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000,000円

配当平均積立金 30,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 330,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を増員することとし、新たに社外取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。現任の取締役の員数は7名であります。

なお、本議案で選任された取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
おかのよしこ 岡野喜子 (1964年10月20日生)	1987年4月 三井物産株式会社入社 2008年5月 同社CSR推進部社会貢献推進室長 2011年6月 同社広報部編集制作室長 2016年1月 同社九州支社業務部人事・業務室長 2018年7月 同社中部支社副支社長(現職) [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 三井物産株式会社において、CSR、企業広報、人事等の分野において豊富な経験・知見を有しており、当該経験・知見を活かして、当社のガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて助言と監督をいただくべく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外取締役として保有されている高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。	一株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡野喜子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 岡野喜子氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社と同氏の間で、会社法第423条第1項及び当社定款に基づく賠償責任を限定する契約(金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を賠償責任限度額とする)を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第72回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化をはかることを目的とした社外取締役の増員等に対応するため、取締役の報酬限度額を年額310,000千円（うち社外取締役20,000千円以内）に改定することのご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区北堀江四丁目1番7号

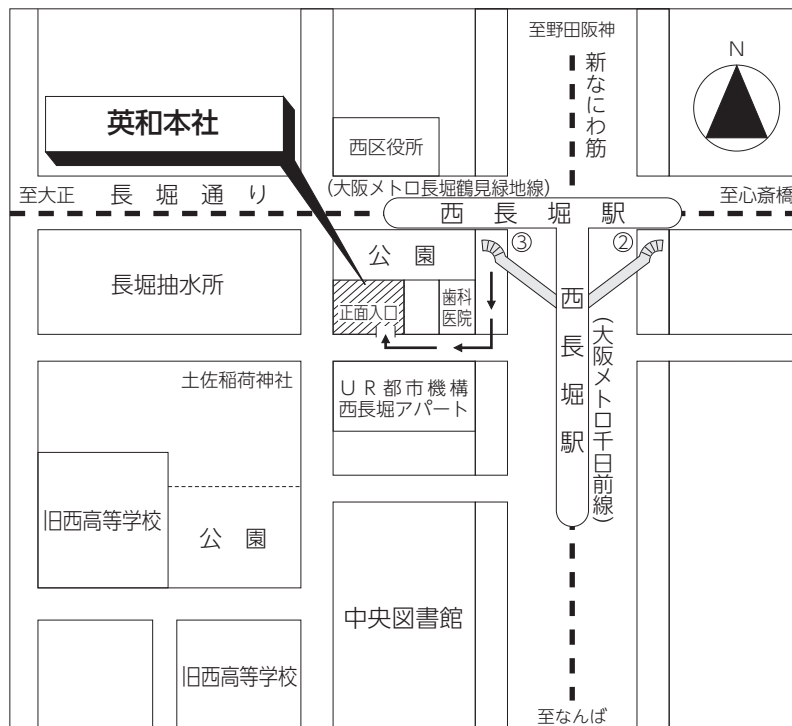
当社本社 5階 大会議室

TEL 06 (6539) 4801 (代)

交 通 ◎大阪メトロ千日前線 西長堀駅

◎大阪メトロ長堀鶴見緑地線 西長堀駅

③ 番 出 口 す ぐ



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

お土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願いいたします。